## パートタイマ雇用契約書

	(以下、甲という)と	(以下乙という)
とは、ここに雇用契約を締結	<u>-</u>	
<給与および服務>	40	
1,雇用勤務期間は、 <u>令和</u>	<u>年 月 日</u> から <u>令和 年</u>	<u>月 日</u> までとする。
2. 勤務場所は	、 職務内容は	とする。
原則として異動はないが、	業務上の都合で部署や職務を変勢	更することはある。
3. 始業時刻は	、終業時刻は 、	休憩時間は、
休日は、	曜日とする。	
4. 甲は乙に、時給		
5. 超過労働手当は下記の通り	 O支給する。	
5-1. 時間外労働: 法定内	は時間単価、法定外は時間単価の	25%割増
5-2. 深夜労働:午後10日	時から午前5時までは、時間単価G	7025%割増
5-3. 法定休日の場合は時間	9単価の35%の割増	
3,02 . 2.02	翌月20日までの期間で算出し、当	月25日に金融機関に振込む。
7. 雇用期間中の昇給はない。		
8. 賞与および退職金は支給し		
	経路・手段を利用する場合、甲の規	規定内での実費を支給する。
10. 有給休暇は労働基準法は		<b>=</b> 0.1. + 10.1. + 10.
11. 忘51さ、産則後、育児、	介護、疾病による休業期間中の質	真金は文紹しない。
<退職・解雇>		
1. 契約期間内でも乙は退職原	<b>趴の申し出により退職できる。</b>	
2. 契約期間内でも、業務の網	部かか合理化等で人員が冗長となっ	た場合や、天災などやむを得
ない事情で事業の継続が	不可能になった場合には、甲はこの	D契約を解除することができる。
3. 勤務態度や成績が著しく個	低く、向上する見込みがないと判断	<b>新した場合には解雇できる。</b>
4. 素行不良や言動の穏当性を	と欠くと判断した場合には解雇する	。 ることがある。
5. 入社時の経歴の申告に虚偽	。 急や詐称があったと認められた場合	らには解雇することがある。
6. 業務上や職務上の機密事項	<b>頁を漏らしたり、甲の信用・名誉を</b>	E損なった場合には解雇できる。
	い甲に損害を与えた場合には、甲	
上記の契約を	を証するため、本書2通を作成し、	甲乙双力で各1通を保有する。
令和 年 月 日		
甲)住所		
社 名		
代表者		

乙) 住 所 建 物 氏 名